

第1回行政改革専門小委員会

日 時 平成20年3月17日(月)
14:00～15:30
場 所 島根県職員会館 健康教育室

開 会

事務局

ただいまから、第1回行政改革専門小委員会を開催します。

委員の皆様には、お忙しいところをお出かけいただき、まことにありがとうございます。

本来ならばここで皆様方にお一人ずつ委嘱状を手渡しすべきですが、時間の制約もございますので、お手元に置かせていただきました。御了承いただきますようよろしくお願いいたします。

委員紹介

次に、委員の皆様を御紹介いたします。

[事務局が席順に委員を紹介]

第1回行政改革専門小委員会の開会に当たりまして、知事からごあいさつを申し上げます。

知事あいさつ

県知事の溝口でございます。

本日は、第1回目の行政改革専門小委員会を開催いたしまして、皆様方には、本当にお忙しい中、委員に御就任をしていただき、またこの第1回目の会合に御出席をいただき、御礼を申し上げます。

熊谷委員、小松委員は、改革推進委員会の委員でございましたから、私どもが昨年からやってまいりました財政健全化の問題についてはよく御承知でございますが、新しく委員となられました鳴田委員、錦織委員、牧野委員におかれましては、この専門委員になっていただきまして本当にありがとうございます。よろしくお願い申し上げます。

昨年、知事に就任をいたしまして、活力ある島根を築くために産業の振興を行わなけれ

ばならないところですが、悪化した財政の健全化もその前に早く進めなければいけないということで、改革推進会議を設けまして、昨年秋に財政の健全化の中期的な展望のもとに、我々がとるべき方向を示していただいた「健全化の方針」というのを出していただいたわけでございます。それに基づきまして、この4月1日から始まります平成20年度予算につきましては、県議会の承認も得まして、4月から実行に移るわけでございますけれども、改革は引き続き行わなければならないわけございまして、改革推進会議の皆さんにもお諮りをして、専門的な問題については小委員会を設けたいということで、このような委員会を設置することになったわけでございます。

これからもこの改革推進会議の方々には御議論いただき、さらに我々に対しても御提言をいただきたいと思っておりますけれども、具体的な問題に関しましては、この小委員会の皆様方にも御意見、御注文をいただきたいと考えているところでございます。今回は県の公の施設の運営の問題あるいは外郭団体の見直しの問題について、とりあえず第1回目のテーマとして取り上げていただき、それについて検討もしていきまして、私どもに、また後でスケジュール等お話し申し上げますけれども、秋の段階で、来年度の予算編成等に間に合うようなタイミングで御提言などをいただければありがたいと思っているわけでございます。もちろんほかの問題につきましても、また随時お諮りをしたいと思っておりますけれども、よろしく願います次第でございます。

大変短期間に皆様に御参加いただいて検討いただくわけで、申しわけありませんけれども、ひとつよろしく願いを申し上げます、冒頭のごあいさつとさせていただきます。よろしく願います。

事務局紹介

事務局

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

[事務局紹介]

委員長選出

事務局

続きまして、この小委員会の委員長を選出させていただきたいと思っております。

委員長は、資料ナンバー2の改革推進会議設置要綱第6条4項により準用されます4条

1項の規定により、委員の互選で定めることとなっておりますので、どなたか御推薦はありませんでしょうか。

委員

私は、委員長には小松委員がよろしいと思います。

事務局

ただいま小松委員を委員長にというご推薦がございましたが、皆様方、よろしいでしょうか。

[了承]

事務局

それでは、委員長には小松委員に御就任いただくことといたします。

小松委員様、失礼でございますが、委員長席の方へお願いいたします。

それでは、設置要綱に基づきまして、これからは委員長に進行をお願いしたいと思えます。よろしくお願いいたします。

委員長

委員長に選任されました小松でございます。

昨年は、先ほど溝口知事のお話にもありましたけれども、私も改革推進会議の委員として県財政の健全化方策について提言をさせていただきました。この専門小委員会には、私を含めて2名の改革推進会議のメンバーが参加させていただいております。このたびは財政健全化基本方針に沿いまして、県で進めておられます公の施設、外郭団体の見直しについて提言を求められることになりました。いずれも住民サービスにかかわる問題で、当委員会での議論が与える影響は極めて大きいと感じております。改めまして、その責任を重く受けとめている次第でございます。

これからこの委員会を運営、進行していきますが、委員の皆様方には、それぞれの見地に基づき積極的に御意見を賜りますとともに、円滑な議事運営に御協力いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

委員長に選任されましたけれども、少人数の委員会でございます。できる限りざっくばらんにやっていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、議事に従い進めさせていただきます。

委員長代理指名

委員長

まず、本会議設置要綱に基づきまして、委員の中から委員長代理を指名いたします。

委員長代理は、牧野委員にお願いしたいと思っております。牧野委員、どうかよろしくお願いいたします。

委員

重責ですけれども、御指名でございますので、謹んでお受けさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

委員長

ありがとうございました。

会議の役割等について

委員長

続きまして、この委員会の役割などについて、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

[資料の2により、行政改革専門小委員会の役割と任期について説明]

委員長

ただいま事務局から説明がありましたが、御質問等はございませんか。

よろしゅうございますか。

会議の公開について

委員長

それでは、会議の公開等についてでございますが、島根県では、このような会議について、特別な理由のあるものを除いて、原則公開で行うよう条例で規定されております。このことから、本会議につきましても、原則公開で行うことといたしまして、議事の要旨を後日、県のホームページに掲載することといたしますが、よろしゅうございますでしょうか。

了承していただけたということで、進めさせていただきます。

それでは、原則公開により会議を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

議題の検討

委員長

それでは、本会議ですが、公の施設及び外郭団体の見直しについて検討を求められておりますが、これは財政健全化に関する県の取り組みの一つでありまして、委員の皆様には、まず島根県が置かれている財政状況と、それに対する取り組みについて御理解いただく必要があるかと思っております。

については、財政状況等について事務局から御説明をお願いいたします。

事務局

[資料N o 4 から 6 により事務局説明]

質疑・意見交換

委員長

何分時間が限られており、盛りたくさんの御説明で、わかりにくい点もあったかと思いますが、これから意見交換に移りたいと思っております。

本日は第1回の委員会でもありますので、公の施設や外郭団体の見直しについて、自由に意見交換したいと思います。先ほど事務局からの説明についての質問でも構いません。また今日は知事さんも出席していただいておりますので、知事さんにも参加していただきまして、御意見、御質問をお願いしたいと思います。

公の施設と団体、合わせますと大体100ぐらいあるわけでございます。先ほど事務局から財政状況につきまして、また公の施設、それから外郭団体につきまして、ちょっと急ぎ足でしたけれども、説明がありました。その中で、疑問な点、それからわからない点、

もうちょっと聞きたい点ということがございましたら、御質問をお願いできたらと思いますが、いかがでございますでしょうか。

委員長

100ぐらいの施設と団体がありますが、今現在別の場で検討や審議されておられると、先ほどお話がありましたが、もう一度確認させていただきたいと思いますが。

事務局

資料の5のA3の資料の方をごらんいただけますでしょうか。公の施設の一覧のところ、高等技術校というのがございます。ここにつきましては、職業能力開発に関します審議会の方で検討していただいております、当面4つある高等技術校を2つに再編するという方針が出ておりますので、そういった意味でこれは外したいと思っております。

それから、県立学校、いわゆる県立高校についても再編の検討委員会を立ち上げて審議が続けられておりますので、この部分もできましたら外したいと考えております。

それから、社会基盤ということで、漁港であるとか道路であるとか、いわゆる土木部系のものが並んでおりまして、ここは少し意味合いが違うのではないかとということで外したいと思っております。

それから、病院が2つほどございますけど、病院につきましても規模も大きゅうございますし、それから機能的にも普通の会館的なものと違うということから、外してはどうかというふうに私どもとしては思っているところでございます。

委員長

実際には、公の施設の概要の中で、同時進行して検討されているところというのは外す考え方でよろしゅうございますか。

また、もう一つは社会基盤のところ、やはり漁港、漁協、道路、河川、港湾施設、空港、流域下水道、それから病院施設2つですね。それについて外す考え方でよろしゅうございますか。

委員

外すというのは、検討することを外すということですね。例えば、これから検討する中

で「別途検討する施設」も視野に入れて考えた方がいいということがあるかもしれませんが、これらについてはそういうことはしなくていいとように理解してよろしいでしょうか。

事務局

この公の施設は多岐にわたりますので、別途検討の場があるもの、あるいは例えば病院は今までのような経営の健全化計画を自主的に立てて検討しておりまして、そういった自主的な検討が別途の場で適宜行われておりますので、そういったものはこちらの検討の場ではとりあえず横に置いておくといえますか、検討の対象から外してはどうかということです。

あと、先ほど申し上げましたように、道路ですとか河川ですとか、これは公の施設の分類には一応は入ってはおりますけども、性格がかなり異なりますもので、通常のいろんな会館ですとかあるいはスポーツ・レクリエーション施設、そういうものとはかなり違ってきますので、これも横に置いておいたらいかがかという考え方で申し上げているところでございます。

委員長

その方向でよろしいでしょうか。

先ほどの御説明の中で、何か質問等ございましたら。

それでは、ちょっと私の方からよろしゅうございますか。委員長ばかりが質問するわけにはいかんかもしれませんが。

先ほどの公の施設の指定管理のところですが、島根県は指定管理の制度を随分取り入れ、他地域に先駆けてやられているということでございますけど、この指定管理には、公共的な団体、公共団体と民間機関の3種類あると思いますが、民間が指定管理者になっているところは、どこでしょうか。

事務局

また、次回以降、資料をおつけいたしますけれども、この指定管理は公募で行っております。外郭団体の指定管理のところへ上げてありますのは、公募の結果外郭団体が指定されたものでございます。それ以外といたしましては、例えば県立の「美術館」がございませぬ。これは「株式会社SPSしまね」が指定管理者に指定されております。

そのほか、例えば「東部総合福祉センター」は「株式会社アイカム」というところが指定されていますし、また西部は、「株式会社浜田ビルメンテナンス」というところが指定されております。

あと、「はつらつ体育館」というのが、「株式会社セコム山陰」です。

「花振興センター、花ふれあい公園」というのがございますけども、これは「NPO法人国際交流フラワー21」が指定されています。

それから次は、「宍道湖自然館」というのがあります、通称ゴビウス、これは「財団法人ホシザキグリーン財団」です。

あと、そのほか都市公園で、「浜山公園」が「NPO法人出雲スポーツ振興21」、それから「石見海浜公園」が「株式会社ISP」、「万葉公園」が「株式会社大畑建設」です。

あと、「古代出雲歴史博物館」というのがございますけれども、これは「ミュージアムいちばた」という企業共同体が、「古墳の丘古曾志公園」は、「北陽ビル株式会社」が指定されています。「北陽ビル株式会社」は、「青少年の家」も指定されています。

そういったところでございます。

委員

資料ナンバー6の2ページのところで、既に外郭団体の見直しをやられてきて、団体数で3割程度減っているという記載がありますが、数の上ではそうだと、例えば解散したところの団体の事業はどうしたのか。例えばどこかほかの団体がやっているというようなことと余り意味はないと思うんです。その3割削減した、その団体の事業はどういうふうになったのか、概要を御説明いただけたらと思いますが。

事務局

基本的には他団体に継承しているケースが多いように思います。個々いろいろございますけれども、全く廃止したようなものもあるかもしれませんが、基本的には継承しているということでございます。

委員

その他団体というのは、県の外郭団体ということではなくてという理解でよろしいわけ

でしょうか。

事務局

先ほどの資料で申し上げますと、16ページに系譜みたいなものをつけておりますけれども、例えば一番上で、「北東アジア地域学術交流財団」、これは県立大学にあった財団でございます。県立大学が独立行政法人化したことに伴いまして、この財団は解散したのですが、その事業そのものは県立大学の方でされているということで、県の外郭団体ではないところへ継承したことになるかと思えます。

それから、例えば「並河写真財団」でございます。ここは写真も含めまして、基本的には「文化振興財団」の方に引き継ぎされております。それから、今年度末で解散を予定しております「島根ふれあい環境財団21」というのがございます。ここはNPOの支援部分と環境事業部分がございます。環境部門については、「三瓶フィールドミュージアム財団」に基本的には移管することにしております。それから、NPOの支援につきましては、「定住財団」の方へ継承することにしております。そのようにいろいろなパターンがございます。

引き継ぎも、単純にそのものを引き継ぐということではございませんで、当然団体を廃止することに伴いまして、事務事業のあり方を見直しまして、どうしても残さないといけないものは引き継ぐし、それから必要性が薄まったものは廃止するというようなことを整理した上で引き継いでおります。

委員長

外郭団体のところの一覧表ですけれども、県の支出額、当初予算と書いてありまして、右側には指定管理と書いてあり、その欄に金額が入っていますが、それは指定管理での支払いの金額ということですか。

事務局

これは指定管理の支払い額でございます。指定管理する場合は、その施設を管理するのに理論的に必要な人員が何人で、その人はどのぐらいの人件費が必要かというようなことを積算いたしまして、それで経費を積算いたします。入場料収入があるものにつきましてはそれを差し引くというような形にしておりまして、そうやって指定管理料を設計いたし

まして、それで公募をかけるというような形になっています。最終的に公募によって落とされた額がこの指定管理料の欄に記載した額でございます。そういうことで、これは県から指定管理料としてその団体に支払われる額に相当する予算額でございます。

委員長

そうしますと、県の予算の方からのお金（県の支出額欄記載の金額）と、それから指定管理料とを合計した額が、そこに費やしている支出ということでございますか。

事務局

そのとおりです。ただ、この表で補助、委託、貸付金、指定管理というふう書き分けておりますけども、この補助、委託というのは、一定の行政目的で、いわば行政代行的といえますか、そういったことに着目して、これはこういう事業が必要だということで補助をしたり委託したりあるいは貸付金を出したりするものでございます。他方、この指定管理というのは、施設の維持管理のためでございます。これは外郭団体に対して出すものではなくて、ある施設を管理するための費用です。管理するためならどこでも結構なんです。結果として外郭団体がいわば「指定管理を落とした」といえますか、そういう形で指定管理先に選定されましたので、一般の補助、委託とは性格が異なるという考え方のもとに、一番右に参考として書かせていただいたものでございます。

委員長

この場合、人的支援がある場合は、その人件費というのはどのようになっていますか。

事務局

例えば、この補助事業あるいは委託事業で一定の人員が必要となってくるものがございます。例えば、「ふるさと定住財団」の補助のところをごらんいただきますと、無料職業紹介事業と書いてありますけど、これは一定の人員で、職業紹介先の開拓とか、あるいは紹介とかを行うことを予定しているわけございまして、それに係る人件費がこの中に事業費とともに積算されているということになっています。

委員

事務局の方から、全国的に見てもトップクラスの行財政改革を実施しているということ、詳細に御説明いただいたわけですが、ちょっとマクロ的な話になりますけども、一昨年であったか行革推進法という法律ができて、国も地方も行財政改革を進めていくということで進んできていると思いますけれども、その行革推進法のパンフレットなんかを見ますと、日本というのは国、地方あわせて、既に小さな政府であると。特に公務員数は、国際的に見ても最も少ないということかと思えます。そういう中で、人口減少、高齢化、あるいは財政難の中で、さらに小さな政府を目指すのだということで改革を押し進めるのだという説明になっております。

また、国民負担の水準なんかを見ても、先進国の中では最も低いような状況があると。そういう中での改革が進められているということ、私自身は今回議論に加わらせていただく中で、前提として置いておきたいなというふうに考えております。

それで、せっかく御説明いただいたので、ちょっと資料の中で質問させていただければと思いますけれども、資料ナンバー5ですよね、2ページの参考1で、平成16年度以降の見直し状況ということでありましたけれども、これ枝で分かれている中で、可能性なしで直営と指定管理者制度導入ということで分かれておりますけれども、全国トップレベルということでお伺いしてるところでは、指定管理者制度、非常に積極的に公募をかけておられますし、市町村ですと民間企業の参入というのは2割ぐらいだったと思いますけども、民間企業も随分参入されているなというふうに思いました。

まず、直営と指定管理者分かれる部分ですね、これで直営のものがこれから指定管理と導入していく可能性がどの程度あるのかなということが、一つ問題としてあるのかなというふうに思います。

あと、指定管理で既に民間企業がかなり参入されていると思うんですが、民間企業がさらに入ってくる可能性ですね。制度は基本的によく活用されているということだと思いますが、よりきめ細かなという意味では、利用料金制度の活用ですとか、民間的な料金という意味では、予約割引とか、平日と週末と料金を変えるとか、いろんなやり方があると思いますので、そういうようなことが少し気になりました。

それと、表の方ですけども、分野別に分類されているんですけども、見直しに当たっては公共性の濃淡ということがあったと思いますけれども、設置根拠で、法律に根拠があるものすとか、あるいは国の補助制度とかかわりがあるものだとかいうものから、非常に任意性が高いものまでいろいろあると思いますので、そういう表もつくっていただく

と議論がしやすいのかなというふうに思いました。

外郭団体の資料の6の方も、一覧表で県の出資割合で分類されてますけれども、これも外郭団体によっては法律に設置根拠があるとか、国の補助制度と密接にかかわりがあるとか、同じような公共性の濃淡というのがあると思います。出資割合とある程度関連しているのかもしれませんが、そういう表があった方がわかりやすいのかなというふうに思いました。

あと、個々のものを個々の組織でどうこうという段階ではまだないかもしれませんが、施設を、事業内容で施設の管理運営をしている外郭団体で指定管理が導入されてないものもあると思いますので、その辺ですね。通常の委託ということになってると思うんですが。

施設の方も、先ほど議論は今回の議論の対象から外されるということで一応整理はされたんですけども、例えば下水道であれば民間委託できる制度が導入されたりとか、公営住宅なんかにもいろんなやり方があると。指定管理をやっているところもあると思いますし、いろんな可能性があるんで、それは別の場で議論されてるということであれば、それはそれでよろしいかとは思いますが、以上です。

事務局

指定管理者制度については、かなりのものを一応平成16年のときに検討しております。この先、入れる可能性があるところはそう多くはないと思いますが、ないこともないという感じはしておりますので、そこは皆様方のいろいろ御意見を伺いたいと思っています。

なお、県営住宅については、本県の場合、公募で指定管理者制度を入れております。それから、今、下水道の話がございましたけれども、現在、包括外部委託ということで、ほとんどのものを外部委託するような形でやっています。それを今の形を続ける方がいいのか指定管理者制度がいいのかというのは議論があるところだと思いますけれども、一応そういう検討は重ねてきております。

事務局

指定管理者制度の関係ですが、まだ指定管理を入れてないものがあるではないかという御指摘もあるかと思いますが、行政改革プランというのを一昨年つくったときにもそのあたりも検討しておりまして、例えば導入を目標として予定している施設として

というのは幾つかございます。具体的には青少年の家ですとか、あるいは図書館ですとか、あと今申し上げました流域下水道というのは、一応今後導入に向けて検討していくということになっております。

委員長

時間が余りありませんが、このまま先に進むのはどうかと思います。先ほどもありました下水道の関係、それから県営住宅の関係については改めてもう一度議論したいと思えます。

今後の進め方について

委員長

それでは、議論の方はちょっと中途半端なところで終わりますが、この後また検討するというので、それでは次回以降の委員会のスケジュールについて、事務局の方から説明していただけないでしょうか。

事務局

[資料N o 7 により説明]

委員長

この後、具体的な調査先や調査方法について、それぞれ毎回の委員会で各施設や団体の詳細をお聞きすることになるかと思いますが、それにつきましては再度日程を相談させていただきたいと思っております。

毎月1回の日程で大丈夫なのかという意見が出るかと思いますが、その点につきましては今後事務局と相談いたしまして、どのようなプロセスや枠組みで、進めていくかは、相談していきたいと思えます。

これからの委員会の日程については、正式には後日送付させていただきます。先ほど来、いろんな意見がありました。大きな観点から触れていただいた意見もございましたし、私どもの地域は、日本の中にあっても一番過疎が進んだ地域でございます。そういった意味から、よりきめ細かな対応が必要になると思っております。

第1回の会議ということで、まとまりのないこととなりましたが、事務局の方から何か

連絡事項等ありましたら、御説明いただけませんか。

事務局 特にございません。

知事発言

委員長

せっかく溝口知事に、出席いただいておりますので、最後に感想等ありましたらお聞かせください。

知事

わかりました。私も地方の第一線におけるこういう分野の仕事というのは、それほど実際に経験もないものでございましてね、まだ勉強中です。ずっと財政の健全化と関連してどういうふうにしたらいいかというようなことをいろいろ考えておりますが、感想めいたことを申し上げますと、非常にクラシックに事務を効率化していくというようなやり方、それはぜひ進めなきゃいかんのでしょけれども、指定管理だとか新しいやり方というのが近年導入をされてきたりしております。1つは、やはり先進事例というのがいろんなところにあるのではないかと想像もするんですけども、そういうものをベースに島根に当てはめたときに、先進事例、もう既にこういうことをやってるといようなものが導入できるというようなことでありますと、これは我々もその分野については研究をしなきゃいかんと思っておりますけども、ぜひこの委員会でもお知恵をおかりできればと思います。

それから、この問題は、財政の状況が悪化して、過去においても何度か実際の作業が行われて、かなりのものにつきましたはその時点で可能な改革というのは進められておるわけございまして、それをさらに超えていくというのは非常に難しい課題ではあるというのは承知しておりますけども、そこで何か工夫ができないかというのが一つあるわけございまして。

それから、公の施設あるいは外郭団体の役割はさまざまあるわけございまして、行政の延長としての役割というのがかなりありますし、それからそういう機関があって、そういう活動をするということが、その地域の活動にとって非常に重要であるというような面がほとんどの機関であるわけございまして、そういうものを県全体としてどう考えるかという、そこら辺の折り合いをどうつけるのかというのも、なかなか一筋縄でいかな

と思うわけであります。やはりそこは具体的な案件、ケースに応じて考えざるを得ないと思うわけでありますけども、他方で全体的な観点からこういう考えでやったらどうだというような点についても、御示唆をいただければありがたいと思います。

それから、先ほどのこれまで既にいろんなことを手がけておるといふこととも関連するわけがございますけども、明日、あさってにできなくても、長期的な方向としてこういうものを目指したらどうかと、非常に高い目標も掲げつつも、当座はこういうところでも工夫したらというような現実的な案と、それからかなり時間を要するもの、そういうものを両方お考えいただくと我々にとってありがたいという感じがするわけであります。

私もこの小委員会にいろいろお知恵をかりたいとは思っておりますけども、私たち自身もやっていく必要がありまして、既にそういうことをやっているわけございまして、また我々の考えなどにつきましても委員会の場に御紹介をさせていただくなどしてすり合わせもしたいと考えているところでございます。

いずれにしても、大変難しい課題でございまして、皆様方の御示唆、御経験をそういう提言の中に織り込んでいただければ、大変ありがたいわけでございます。以上であります。

委員長

知事さんのお話の中に、先進事例で島根に当てはまるものはないか。また独特の工夫ができないか。通常、行政の延長でそれぞれの活動にとって大変重要だけれども、県全体としてとらえればどうやって一つ一つ折り合いをつけていけばいいのか。それは一つ一つの案件で考えるしかないだろうけれど、長期的な考え方で、高い目標を据える一方で、現実的な対応を考え方向づけることも必要になるのではないかとということでございました。

私ども小人数の小委員会でございます。また、期間も限られている中ですが、精一杯努力したいと思っております。

いろいろと御意見をいただきまして、これを踏まえまして、今後どのようなプロセスや枠組みで進めていくのか、事務局とよく相談させていただきまして取り組んでいきたいと思っております。

予定の時間もちょっと経過したようでございます。本日の委員会はこれもちまして終了とさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。